【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年６月29日
【会社名】	栄光ホールディングス株式会社
【英訳名】	Eikoh Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　近藤 好紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目11番11号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社栄光 常務取締役　神谷 賢治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目11番11号 株式会社栄光
【電話番号】	０３（５２７５）９７８９
【事務連絡者氏名】	株式会社栄光 常務取締役　神谷 賢治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	10,046,701,035円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社栄光の最近事業年度末日（平成23年３月31日現在）における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年６月29日開催の㈱栄光の定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと及び㈱栄光が平成23年６月29日に関東財務局長へ有価証券報告書を提出したことに伴い、平成23年６月13日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部を補完するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報
　第１ 募集要項
　　１ 新規発行株式
第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報
　第１ 組織再編成（公開買付け）の概要
　　１ 組織再編成（公開買付け）の目的等
　　(1) 株式移転の目的及び理由
　　(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
　　① 提出会社の企業集団の概要
　　イ 提出会社の企業集団の概要
　　３ 組織再編成（公開買付け）に係る契約
　　(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要
　　６ 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
　　７ 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）
　第２ 統合財務情報
第三部 企業情報
　第１ 企業の概況
　　２ 沿革
　第２ 事業の状況
　　１ 業績等の概要
　　２ 生産、受注及び販売の状況
　　３ 対処すべき課題
　　５ 経営上の重要な契約等
　　６ 研究開発活動
　　７ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第３ 設備の状況
　　２ 主要な設備の状況
　　３ 設備の新設、除却等の計画
　第４ 提出会社の状況
　　５ 役員の状況
　第５ 経理の状況
第五部 組織再編成対象会社情報
　第１ 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項
　　１ 組織再編成対象会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	21,873,024株 （注１～３）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）１．株式会社栄光（以下「栄光」といいます。）の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社である栄光ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

２．普通株式は、平成23年５月16日及び平成23年５月31日に開催された栄光の取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び平成23年６月29日開催予定の栄光の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

３．栄光は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）（市場第二部）に新規上場申請を行う予定であります。

４．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称　株式会社証券保管振替機構
住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	21,873,024株 （注１～３）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）１．株式会社栄光（以下「栄光」といいます。）の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社である栄光ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

２．普通株式は、平成23年５月16日及び平成23年５月31日に開催された栄光の取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び平成23年６月29日開催の栄光の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

３．栄光は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）（市場第二部）に新規上場申請を行う予定であります。

４．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称　株式会社証券保管振替機構
住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第１【組織再編成（公開買付け）の概要】

１【組織再編成（公開買付け）の目的等】

(1) 株式移転の目的及び理由

（訂正前）

（前略）

〔ステップ１〕

平成23年６月29日開催予定の栄光の定時株主総会での承認を前提に、平成23年10月３日を成立の日として、株式移転方式により持株会社である当社を設立することにより、栄光は当社の完全子会社となります。

当社設立後、栄光の管理事業及び管理事業に関する人員、資産を会社分割の手法により当社に承継させることを予定しております。

（後略）

（訂正後）

（前略）

〔ステップ１〕

平成23年６月29日開催の栄光の定時株主総会での承認に基づき、平成23年10月３日を成立の日として、株式移転方式により持株会社である当社を設立することにより、栄光は当社の完全子会社となります。

当社設立後、栄光の管理事業及び管理事業に関する人員、資産を会社分割の手法により当社に承継させることを予定しております。

（後略）

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

① 提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

（訂正前）

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年10月３日時点では、以下のとおりとなる予定です。

栄光は、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月３日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社である当社を設立することにしております。

（後略）

（訂正後）

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年10月３日時点では、以下のとおりとなる予定です。

栄光は、平成23年６月29日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成23年10月３日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社である当社を設立することにしております。

（後略）

３【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

（訂正前）

本株式移転は、栄光による単独株式移転であるため、これに係る契約はありません。栄光は、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会による承認を条件として、平成23年10月３日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、栄光を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、平成23年５月16日開催の取締役会において承認いたしました。

本株式移転計画の内容は、以下の「株式移転計画書（写）」のとおりであります。

（訂正後）

平成23年５月16日開催の栄光の取締役会において決定しました、平成23年10月３日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）は同社の定時株主総会において承認されました。

本株式移転計画の内容は、以下の「株式移転計画書（写）」のとおりであります。

６【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 買取請求権の行使の方法

栄光の株主が、その有する栄光の普通株式につき、栄光に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を栄光に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、栄光が、会社法第806条第３項の通知または同条第４項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成23年６月29日開催予定の栄光の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、当該総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主１名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該総会に関する代理権を証明する書面を、栄光に提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年６月28日午後６時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、栄光が株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、栄光に上記の行使期限までに到達するよう返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

（訂正後）

(1) 買取請求権の行使の方法

栄光の株主が、その有する栄光の普通株式につき、栄光に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年６月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を栄光に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、栄光が、会社法第806条第３項の通知または同条第４項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成23年６月29日開催の栄光の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、当該総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主１名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該総会に関する代理権を証明する書面を、栄光に提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年６月28日午後６時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、栄光が株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、栄光に上記の行使期限までに到達するよう返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

（訂正前）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第１項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第１項第５号及び第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項及び③栄光の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、栄光の本店に平成23年６月14日より備え置く予定であります。

①は、平成23年５月16日開催の栄光の取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第１　組織再編成（公開買付け）の概要　３　組織再編成（公開買付け）に係る契約」に記載のとおりであります。②は、本株式移転に際して、株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③は、栄光の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、栄光の営業時間内に栄光の本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成23年３月31日　　定時株主総会基準日
平成23年５月16日　　株式移転計画承認取締役会
平成23年６月29日（予定）　株式移転計画承認定時株主総会
平成23年９月28日（予定）　栄光上場廃止日
平成23年10月３日（予定）　当社設立登記日（効力発生日）
平成23年10月３日（予定）　当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

栄光の株主が、その有する栄光の普通株式につき、栄光に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を栄光に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、栄光が、会社法第806条３項の通知または同条第４項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第１項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第１項第５号及び第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項及び③栄光の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、栄光の本店に平成23年６月14日より備え置いております。

①は、平成23年５月16日開催の栄光の取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第１　組織再編成（公開買付け）の概要　３　組織再編成（公開買付け）に係る契約」に記載のとおりであります。②は、本株式移転に際して、株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③は、栄光の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、栄光の営業時間内に栄光の本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成23年３月31日　　定時株主総会基準日
平成23年５月16日　　株式移転計画承認取締役会
平成23年６月29日　　株式移転計画承認定時株主総会
平成23年９月28日（予定）　栄光上場廃止日
平成23年10月３日（予定）　当社設立登記日（効力発生日）
平成23年10月３日（予定）　当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

栄光の株主が、その有する栄光の普通株式につき、栄光に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年６月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を栄光に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、栄光が、会社法第806条３項の通知または同条第４項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第２【統合財務情報】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成対象会社である栄光の最近連結会計年度に係る主要な連結経営指標等は、以下のとおりであります。これら栄光の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

（中略）

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

３．平成22年11月15日付で、第三者割当増資により、発行済株式総数が3,000,000株、資本金が573,000千円及び資本準備金が570,000千円、それぞれ増加しております。

４．第31期につきましては、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成対象会社である栄光の最近連結会計年度に係る主要な連結経営指標等は、以下のとおりであります。これら栄光の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

（中略）

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

３．平成22年11月15日付で、第三者割当増資により、発行済株式総数が3,000,000株、資本金が573,000千円及び資本準備金が570,000千円、それぞれ増加しております。

（注）４．の全文削除

第三部【企業情報】

第１【企業の概況】

２【沿革】

（訂正前）

平成23年５月16日　栄光の取締役会において、栄光の単独株式移転による持株会社「栄光ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成23年６月29日　栄光の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、栄光がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年10月３日　栄光が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所（市場第二部）に上場（予定）

なお、栄光の沿革につきましては、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

（訂正後）

平成23年５月16日　栄光の取締役会において、栄光の単独株式移転による持株会社「栄光ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成23年６月29日　栄光の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、栄光がその完全子会社となることについて決議

平成23年10月３日　栄光が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所（市場第二部）に上場（予定）

なお、栄光の沿革につきましては、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

第２【事業の状況】

（訂正前）

１【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の業績等の概要については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

２【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の生産、受注及び販売の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

３【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の対処すべき課題については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（中略）

５【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経営上の重要な契約等については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

６【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の研究開発活動については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の業績等の概要については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の生産、受注及び販売の状況については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の対処すべき課題については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

（中略）

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の経営上の重要な契約等については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の研究開発活動については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

第３【設備の状況】

（訂正前）

（前略）

２【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの主要な設備の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの設備の新設、除却等の計画については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

（前略）

２【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの主要な設備の状況については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの設備の新設、除却等の計画については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

第４【提出会社の状況】

５【役員の状況】

（訂正前）

（前略）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	－	近藤 好紀	昭和28年９月11日生	昭和55年７月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 57年６月 同社取締役就任 平成５年４月 同社常務取締役運営第二本部長就任 18年10月 同社取締役副社長教育事業本部、業務本部、グループ統轄室担当就任 20年６月 同社代表取締役社長就任（現任）	(注)２	289,400 (289,400)

（後略）

（訂正後）

（前略）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	－	近藤 好紀	昭和28年９月11日生	昭和55年７月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 57年６月 同社取締役就任 平成５年４月 同社常務取締役運営第二本部長就任 18年10月 同社取締役副社長教育事業本部、業務本部、グループ統轄室担当就任 20年６月 同社代表取締役社長就任（現任） 23年６月 ㈱増進会出版社社外取締役就任（現任）	(注)２	289,400 (289,400)

（後略）

第５【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経理の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経理の状況については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

１【組織再編成対象会社が提出した書類】

（訂正前）

（１）【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第30期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

平成22年６月30日関東財務局長に提出

（２）【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第31期第１四半期（自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日）

平成22年８月10日関東財務局長に提出

事業年度第31期第２四半期（自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日）

平成22年11月12日関東財務局長に提出

事業年度第31期第３四半期（自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日）

平成23年２月10日関東財務局長に提出

（３）【臨時報告書】

（１）の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年６月13日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成22年７月２日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３（株式移転）の規定に基づく臨時報告書

平成23年５月16日関東財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

（１）【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第31期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

平成23年６月29日関東財務局長に提出

（２）【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

（３）【臨時報告書】

該当事項はありません。

（後略）